京都市自殺対策シンボルマーク

きょう いのち ほっとプラン

京都市自殺総合対策推進計画

概要版

平成22（2010）年3月
京都市

はじめに

京都市長
門川 大作

「いのち」，それはこの世に存在するだけでかけがえのないもの。「いのち」，それは，市民の皆様と共に行政が，何としても守らなければならないもの。

そうした市民の皆様お一人お一人の尊い「いのち」を徹底的に大切にする。私が，政策の最初の柱に掲げたことです。

この度，「いのち」の大切さをしっかりと見つめ，市民の皆様と共に守り抜くべく，本市の自殺対策の指針となる「きょう　いのち　ほっとプラン―京都市自殺総合対策推進計画―」を策定しました。

近年，高齢化や核家族化が進み，隣近所の方々との関わりも薄れ，また社会経済の厳しさから生活が苦しくなるなど，様々な要因で人々のこころが孤立する傾向があります。孤立したこころを抱えると，つらさや苦しさが募ります。

しかし，人と人のこころがつながり，苦しむ人のこころの孤立に気づき，見守り，誰もが一歩踏み出して行動することで，大切な「いのち」を守ることができます。そして京都は，そんな人と人のこころのつながり，人の温かさ，優しさが，地域や社会全体にまだまだしっかりと息づいているまちです。

この京都における地域のきずなや人々の優しさを生かしながら，本プランに基づき，市民の皆様と共に，一人ひとりの「いのち」を守る取組を全力で進めて参りたいと存じます。皆様の御協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが，策定に多大な御協力をいただきました「京都市自殺総合対策連絡協議会」の外部委員の皆様，貴重な御意見を頂戴しました市民の皆様，関係者の皆様に，心から御礼申し上げます。

平成22年3月

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国においては，平成10年に自殺者数が3万人を超え，その後も高い水準が続いているため，その対策が喫緊の課題となっています。

国においては，平成18年6月に「自殺対策基本法」を公布，同年10月に施行するとともに，平成19年6月にはこの法律に基づき，国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

京都市における自殺者数は，国の状況と同じく平成10年に急増して以降，毎年300人前後の水準で推移しています。

京都市における自殺対策は，国の「健康日本21」に基づき策定した「京都市民健康づくりプラン」の中で，健康づくりのための取組項目の一つとして「休養・こころの健康」を定め，こころの健康づくりについて正しい知識の普及，ストレス・こころの悩みの相談の充実等の取組を進めてきました。さらに，平成19年から，こころに悩みを持つ市民が気軽に相談できるように相談体制を強化するとともに，うつ病・自殺に関する普及啓発や人材育成などの取組を進めてきました。

しかし，自殺は，うつ病だけでなく，多重債務，過労や失業，家庭不和やいじめ等，社会全般の様々な問題に関わっていることが指摘されています。このことから，京都市においても自殺対策を推進するに当たっては，これらの社会的要因を踏まえた総合的な取組を図るとともに，家庭，学校，職場，民間団体等と連携した地域社会全体の取組とする必要があります。

このため，「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ，京都市における総合的な自殺対策を推進するために「きょう　いのち　ほっとプラン―京都市自殺総合対策推進計画―」を策定します。

② 基本理念及び計画期間

1 基本理念

市民一人ひとりが，かけがえのない
「いのち」を大切にするこころと
生きる力を育むとともに，
人と人とのこころがつながり，
共にささえ合うまち・京都をつくります。

近年，高齢化や核家族化，近隣住民との関係の希薄化，失業やリストラ等厳しい市民生活の中で，人々のこころが孤立し，誰もが本来大切にしている「いのち」の尊さや他人を思う「やさしさ」が失われつつあります。

京都には，歴史に培われた豊かな文化や市民が大切にしてきた京都らしい住民自治の気風があります。この連綿と培われてきた地域力を生かし，今よりも一歩踏み出し，人と人のこころがつながり，「気づき」と「見守り」により誰もが生きる喜びとこころの安らぎを実感できる京都をつくります。

目標値　平成10年から300人前後で推移している自殺者数を，平成28年度までに自殺急増前（平成９年）の240人以下に戻すこととします。

2 計画期間

この計画の計画期間は，国が定めた自殺総合対策大綱を踏まえて，平成22年度から平成28年度までの７年間とします。

③ 取組方針

取組方針 1　市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり

市民が，自殺に関する問題やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識を持てるよう普及啓発し，市民一人ひとりがこころの健康に関心をもち，見守りのできる地域づくりに取り組みます。

取組方針 2　自殺のサインに気づき，適切な相談と医療につなげる体制づくり

市民が，様々な悩みを気軽に相談できる体制や相談機関同士の連携体制を整備します。

また，うつ病の早期受診と適切な対応ができ，医療につなぐことができる体制づくりに取り組みます。

取組方針 3　自死遺族及び自殺未遂者への支援

自死遺族や自殺で知人，同僚等を亡くされた周囲の人々に対する相談体制やサポート体制を充実するとともに，市民の理解を促進するための普及啓発を推進します。

また，再度の自殺行為を防ぐために，未遂者本人とその家族等に対する長期的な支援体制づくりに取り組みます。

取組方針 4　ライフステージに合わせた支援

青少年，勤労者，高齢者で自殺に至る背景などが違うため，それぞれの世代や問題に応じた取組を進めます。

取組方針 5　学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

「大学のまち・学生のまち」という京都の特徴を生かし，大学との連携を図り，相談体制の整備や学生の居場所づくりを支援します。

また，「寺社の多いまち」という特徴を生かし，寺社や教会，いのちの大切さに取り組む関係団体と協働し，こころ安らぐまちづくりを進めます。

④ 重点取組

様々な悩みや相談のある方，うつ病，アルコールや薬物依存症等の精神疾患のある方，希死念慮のある方，自殺未遂者等，自殺の危険が高いと考えられる方及び自死遺族の方に対する支援を重点的に取り組みます。

重点取組 1　相談・連携体制を整備します。

重点取組 2　早期対応のできる人材を育成します。

重点取組 3　うつ病の早期受診と適切な対応ができる体制を構築します。

重点取組 4　自死遺族の苦痛を和らげる支援体制を構築します。

重点取組 5　自殺未遂者への支援と相談体制を整備します。

第2章 自殺の現状

1 全国の自殺の現状

我が国における自殺者数は，平成元年から見ていくと，平成９年までは約２万人から２万５千人の間を推移してきました。しかし，平成10年に自殺者数が３万人を超え，これ以降，毎年高い水準で推移しています。

1 男女別の状況

平成10年の自殺者数急増時において，総数で平成９年と比較して8,472人増加しましたが，その増加数の内，男性は6,597人（77.9%）を占めており，平成10年以降も急増後の約２万３千人の自殺者数が続いています。一方，女性は平成10年に1,875人（22.1%）の増加であり，男性の増加率に比較して低く，その後も約９千人の自殺者数で推移しています。

男性，女性とも自殺者数は，平成10年に増加しましたが，男性が急増しているのは中高年の自殺の増加が大きな要因となっています。

● 全国の自殺者数の推移
（厚生労働省，人口動態統計）

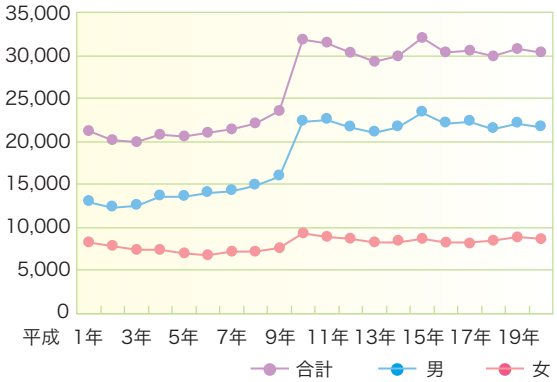

2 原因・動機別の状況

警察庁では遺書等により原因・動機が特定できるものについて，自殺の原因・動機を統計分析しています。

平成20年の統計によると，自殺の原因・動機の一位は「健康問題」ですが，その内の約60%が「精神疾患」であり，さらに，その内の約70%が「うつ病」，約15%が「統合失調症」，約３%が「アルコール依存症」となっています。

● 自殺の原因・動機（平成20年，警察庁）

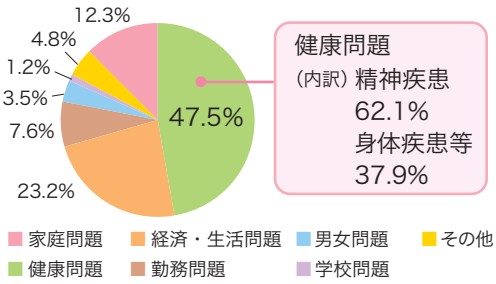

参考 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 厚生労働省の人口動態統計

厚生労働省の人口動態統計は，国内の日本人を対象として，死亡時点での住所地を基に計上しています。

2 警察庁の自殺統計

警察庁の自殺統計は，国内の総人口（日本に在住する外国人を含む。）を対象として，自殺死体発見時点（正確には認知）での発見地を基に計上しています。

② 京都市の自殺の現状

京都市の平成20年の自殺者数は，316人となっています。

過去からの自殺者数の変化を見ると，平成９年までは220人前後で推移していましたが，平成10年に前年の243人から346人へと1.4倍に急増し，以降，毎年300人前後で推移しています。

● 京都市の自殺者数の推移

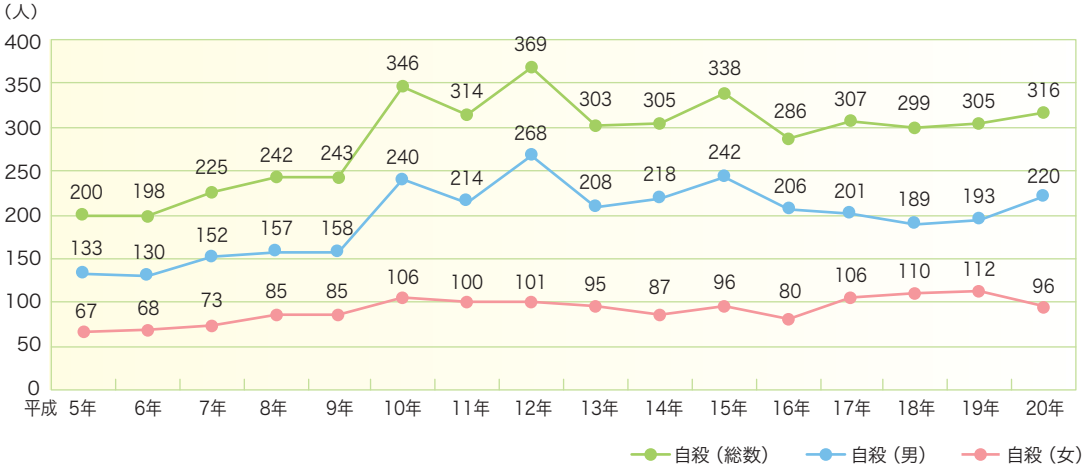

（資料：厚生労働省，人口動態統計）

1 職業別の状況（平成２０年警察庁「自殺統計」）

平成20年の警察庁「自殺統計」，京都府警察の統計により，全国と京都市域の警察署，京都市域以外の京都府警の各警察署でそれぞれ取り扱った自殺者について職業別で見ると，男女ともに「無職」が最も大きな割合を占めています。

京都市域では他と比べて，男性・女性とも自殺者の中に学生の占める割合が高いという特徴が見られます。これは，「大学のまち」といわれるように，京都には大学が多くあり，学生がたくさん住んでいることが関係していると思われます。このため，学生を対象としたメンタルヘルス対策が必要と考えられます。

● 自殺者の職業別比率（警察庁，平成20年）

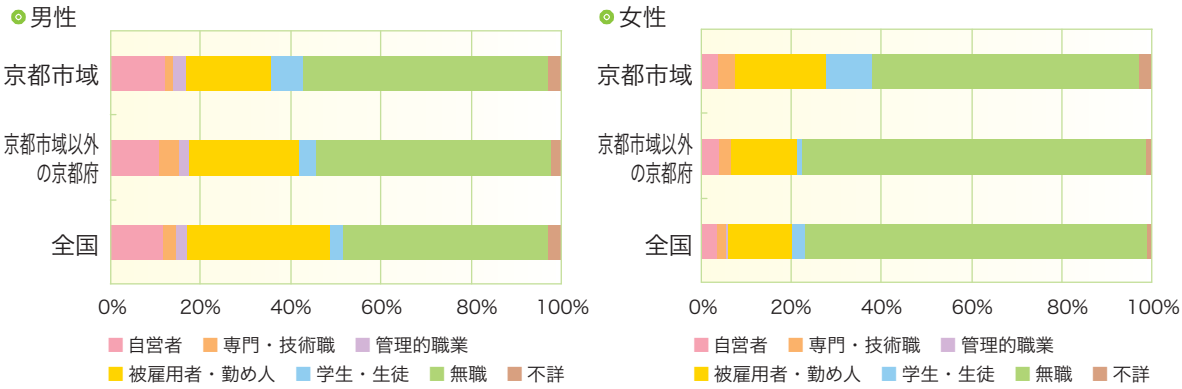

2 年齢階級別の状況（平成20年警察庁「自殺統計」）

年齢階級別でみると，全国と比べて京都市域の自殺者は，男女ともに29歳以下の若い層が多いことがわかります。

● 自殺者の年齢階級別比率（警察庁，平成20年）

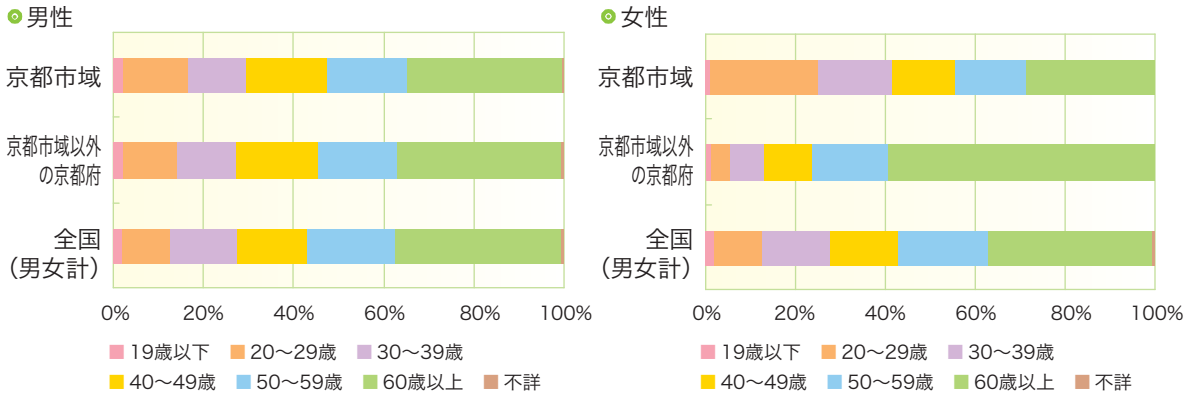

3 原因・動機別の状況（平成20年警察庁「自殺統計」）

「原因・動機」について，平成20年の京都市域では，全国と比べて，男性では「学校問題」がやや多く，女性では「男女問題」が多く「家庭問題」がやや少ない傾向がありますが，年ごとに変動もあり，一概にその傾向を述べることは困難です。全体的には，男性は健康問題が最も多く，次いで経済・生活問題，女性では健康問題が大部分を占めるという点では，全国と同様の傾向を示しています。

● 自殺の原因動機別比率（遺書のあるもの，警察庁，平成20年）

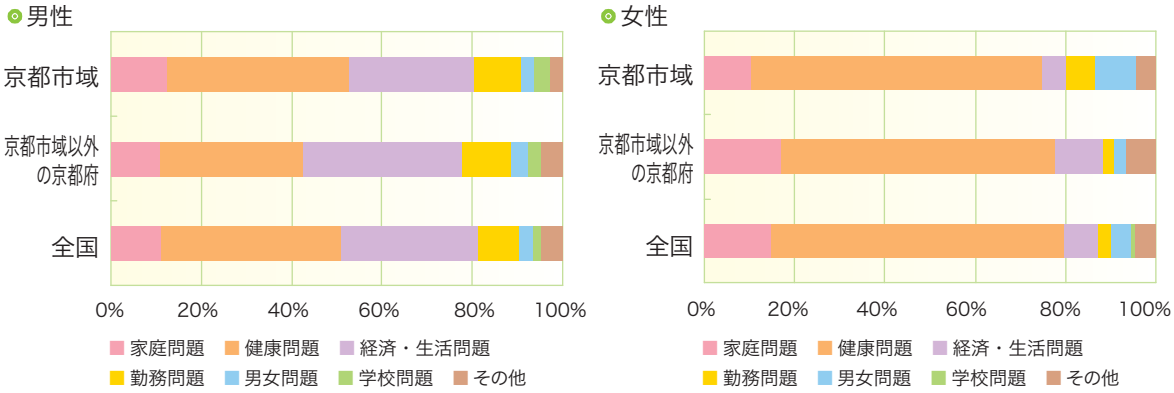

③ こころの健康づくりに関する意識調査結果

市民のこころの健康状態と自殺に対する考え等を把握し，こころの健康づくりに関する施策や，今後，推進する京都市の自殺対策のための基礎資料とするため，「こころの健康づくりに関する意識調査」を20歳以上の京都市民3,000人を無作為抽出し，平成21年3月に実施しました。（有効回答数1,300：回収率43.3%）

1 主な調査結果

ア ストレスの有無について

ストレスや悩みの程度は，「大いにある」（22.1%），「多少ある」（45.3%）で，何らかのストレスがあると答えた人は，合わせて67.4%となっています。

ストレスや悩みの原因は，「健康問題」（40.3%），「勤務問題」（36.8%），「家庭問題」（36.2%）の順に多くなっています。

● ストレスの有無

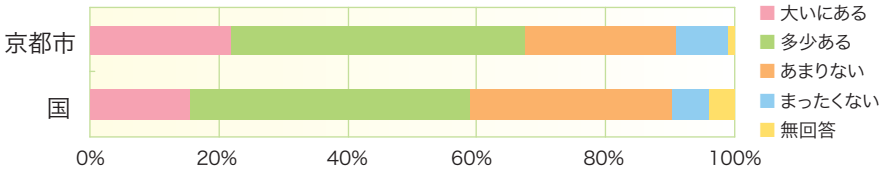

（国の調査結果出典：自殺対策に関する意識調査　内閣府　自殺対策推進室　　平成20年2月）

イ 不眠が2週間以上続くときの受診について

2週間以上よく眠れない日が続いても「受診しない」（49.8%），「精神科以外のかかりつけ医師を受診する」（26.3%），「専門医療機関を受診する」（17.9%）の順に多くなっています。

国では，「受診しない」（44.3%）が，京都市よりも少なくなっています。

● 不眠が2週間以上続くときの受診について

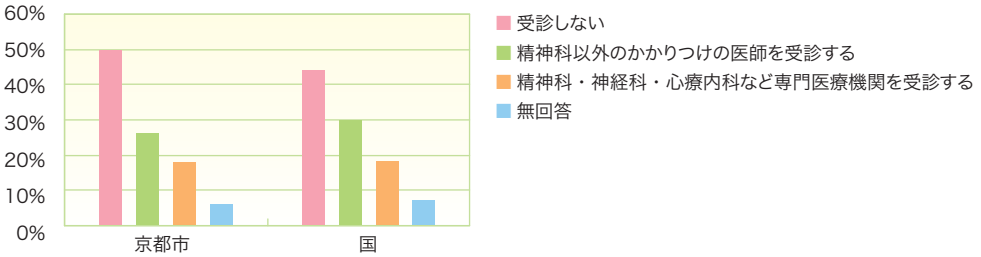

（国の調査結果出典：自殺対策に関する意識調査　内閣府　自殺対策推進室　　平成20年2月）

ウ 相談窓口を利用するかについて

こころの悩みの相談先として利用を考える相談窓口は，「精神科の病院またはクリニック」(27.1%)，「かかりつけ医」(19.8%) の順に多くなっています。また，相談窓口を「利用しない」と答えた方は (28.2%) となっています。

● 相談窓口を利用するか

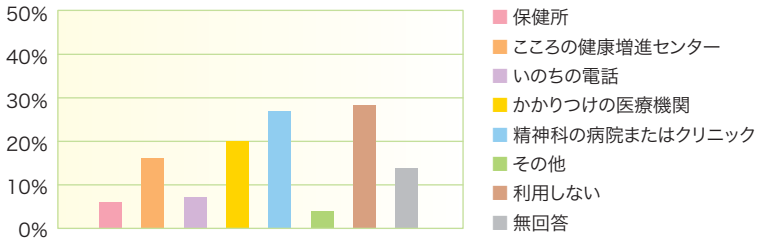

エ 周りで自殺した人がおられるかについて

「いる」と答えた方は33.4%で，国 (34.7%) よりも低くなっています。

● 周りで自殺した人がおられるか

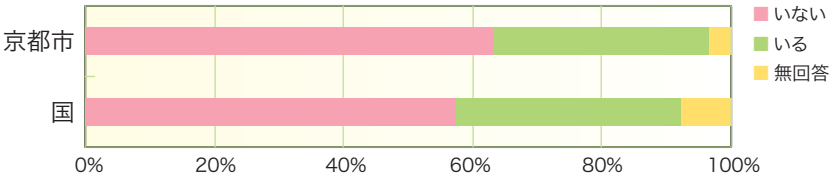

(国の調査結果出典：自殺対策に関する意識調査　内閣府　自殺対策推進室　　平成20年2月)

オ 自殺対策について

市民の方が求める自殺対策としては，「経済面での生活の相談・支援の充実」(46.6%)，「高齢者の孤独を防ぐ対策」(37.7%)，「学校でのいのちの教育の充実」(36.5%) が多く望まれています。

● 自殺対策について

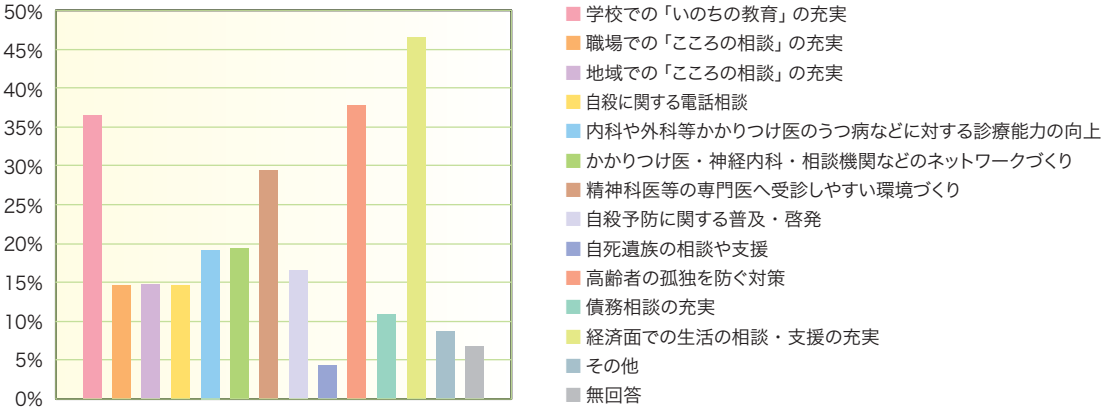

第3章 自殺対策の取組

① 取組方針と施策の柱

取組方針 1

▶▶ 事前予防

市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり

● 主な担当部局
文化市民局　保健福祉局

市民が，自殺に関する問題やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識を持てるよう普及啓発し，市民一人ひとりがこころの健康に関心をもち，見守りのできる地域づくりに取り組みます。

1. 自殺予防の大切さの啓発
2. うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及
3. 自殺を防ぐ地域力の向上
4. 自殺発生回避のための取組

取組方針 2

▶▶ 危機対応

自殺のサインに気づき，適切な相談と医療につなげる体制づくり

● 主な担当部局
文化市民局　産業観光局
保健福祉局　教育委員会

市民が，様々な悩みを気軽に相談できる体制や相談機関同士の連携体制を整備します。

また，うつ病の早期受診と適切な対応ができ，医療につなぐことができる体制づくりに取り組みます。

1. 相談体制の充実と人材育成
   1. こころの不安や悩みの相談
   2. 負債や倒産，経済問題などの相談
   3. 家庭・地域・生活などの相談
   4. いじめ・不登校，ひきこもり・ニートなどの相談
2. うつ病の早期受診と適切な対応
3. 精神科医療体制等の充実

取組方針 3

▶▶ 事後対応

自死遺族及び自殺未遂者への支援

● 主な担当部局
保健福祉局　教育委員会
消防局

自死遺族や自殺で知人，同僚等を亡くされた周囲の人々に対する相談体制やサポート体制を充実するとともに，市民の理解を促進するための普及啓発を推進します。

また，再度の自殺行為を防ぐために，未遂者本人とその家族等に対する長期的な支援体制づくりに取り組みます。

1. 自死遺族の苦痛を和らげる支援体制の整備
2. 自殺未遂者への支援と相談体制の整備

取組方針 4

ライフステージに合わせた支援

● 主な担当部局
文化市民局　保健福祉局
教育委員会

青少年，勤労者，高齢者で自殺に至る背景などが違うため，それぞれの世代や問題に応じた取組を進めます。

1. 児童・思春期のこころのケアの推進
2. 青年期のこころのケアの推進
3. 勤労者のこころのケアの推進
4. 高齢者のこころのケアの推進

取組方針 5

学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

● 主な担当部局
総合企画局　保健福祉局

「大学のまち・学生のまち」という京都の特徴を生かし，大学との連携を図り，相談体制の整備や，学生の居場所づくりを支援します。

また，「寺社の多いまち」という特徴を生かし，寺社や教会，いのちの大切さに取り組む関係団体や寺社や教会と連携し，こころ安らぐまちづくりを進めます。

1. 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援
2. 寺社や教会・いのちの大切さに取り組んでいる団体等との活動の連携

② 具体的な取組

取組方針 1

市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり

1 自殺予防の大切さの啓発

取　組　【保健福祉局】

101 自殺について市民への普及啓発 充実
102 自殺予防のためのシンポジウム，講演会，研修会の開催 充実
103 自殺予防週間での集中的な啓発活動 充実

2 うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及

取　組　【保健福祉局】

104 うつ病等の精神疾患に対する講演会などの開催
105 アルコール問題に対する正しい知識の普及
106 産後うつ病に対する正しい知識の普及

3 自殺を防ぐ地域力の向上

取　組　【文化市民局・保健福祉局】

107 住民自治による地域力を生かした地域づくり 充実
108 こころのふれあいネットワーク活動を生かした地域づくり 充実
109 市民との共汗による気づきと見守りの活動 充実
110 「こころのふれあい交流サロン」の活動

主な新規・充実事業

107 住民自治による地域力を生かした地域づくり 充実

学区を中心とした住民自治による地域を支える力を生かし，住民がお互いに「気づく，つなぐ，見守る」ことのできる地域づくりを進めていきます。

108 こころのふれあいネットワーク活動を生かした地域づくり 充実

保健センターやこころの健康増進センターが中心となり，こころのふれあいネットワークの活性化に努め，各行政区におけるこころの健康に関する啓発とともに自殺予防のための地域づくりの活動を進めていきます。

109 市民との共汗による気づきと見守りの活動 充実

1 既に実施している「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」，「認知症あんしんサポーター」，「くらしのみはりたい」，「地域若者サポーター」，「健康づくりサポーター」等市民との共汗で実施しているサポーターや，精神保健福祉ボランティア等の地域ボランティアに，自殺予防についての啓発を行い，気づきと見守りの活動を進めていきます。

2 市民が行ういのちの大切さに取り組む活動について，支援を行います。

4 自殺発生回避のための取組

取　組　【保健福祉局】

111 病苦による自殺の防止
112 違法･有害情報への規制
113 医薬品及び毒物・劇物の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発
114 報道機関との連携

取組方針 2

自殺のサインに気づき，適切な相談と医療につなげる体制づくり

1 相談体制の充実と人材育成

こころの不安や悩みの相談

取　組　【保健福祉局】

201 人材（ゲートキーパー）の育成 新規
202 相談業務を担当する職員への研修 充実
203 相談機関の連携の強化

主な新規・充実事業

201 人材（ゲートキーパー）の育成 新規

地域，職域等の分野において，自殺の危険性の高い方の早期発見，早期対応を図るため，行政機関職員，地域の関係機関，企業の担当者等を対象とした研修等を行い「ゲートキーパー」※を育成します。

※ ゲートキーパー
自殺のサインに気づき，自殺の危険性のある人を早期に発見し，必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材です。自殺は身近な問題だからこそ，周囲の声かけや見守りなどが必要です。

202 相談業務を担当する職員への研修 充実

相談業務を担当する職員に対し，相談技術や自殺予防についての研修会を実施します。

負債や倒産，経済問題などの相談

取　組　【文化市民局・産業観光局・保健福祉局】

204 多重債務者等への相談体制の充実 充実
205 生活や経済問題の相談体制の充実
206 失業者に対する雇用機会の創出
207 中小企業に対する支援

家庭・地域・生活などの相談

取　組　【文化市民局・保健福祉局・教育委員会】

208 家庭問題等生活上の相談
209 DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の方への支援 新規
210 子育ての悩みや虐待等に関する相談

いじめ・不登校，ひきこもり・ニートなどの相談

取　組　【文化市民局・産業観光局・保健福祉局・教育委員会】

211 子ども・若者育成支援推進法による支援施策の推進 新規
212 いじめ・不登校に関する相談体制の充実
213 青少年期の社会的ひきこもりへの相談支援
214 ニート状態にある青少年への相談支援

2 うつ病の早期受診と適切な対応

取　組　【保健福祉局】

215 早期受診と適切な対応の知識の普及
216 かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会の開催 充実
217 一般科医と精神科医のネットワーク交流会（G－Pネット）の実施 新規

主な新規・充実事業

216 かかりつけ医・産業医うつ病対応研修会の開催 充実

患者を最初に診療することの多い内科医等のかかりつけ医や産業医に，うつ病等の精神疾患の診断・治療技術についての専門的研修を行い，診療現場で精神科医との連携を図ることにより，うつ病患者の早期発見と早期治療を進め，自殺の未然防止を図ります。

217 一般科医と精神科医のネットワーク交流会（G－Pネット）の実施 新規

各医師会での精神科以外のかかりつけ医と精神科医の交流会，事例検討会など顔の見える連携を進めることにより，相互理解を深め，円滑な紹介や連携ができる体制を構築します。

3 精神科医療体制等の充実

取　組　【保健福祉局】

218 精神科医療・保健･福祉体制の充実
219 精神科救急医療システムの充実
220 自助グループや支援団体への支援

取組方針 3

自死遺族及び自殺未遂者への支援

1 自死遺族の苦痛を和らげる支援体制の整備

取　組　【保健福祉局・教育委員会】

301 自死遺族に対する支援体制の拡充 充実
302 自死遺族への理解を深める取組 充実
303 自死遺族の組織育成支援 充実
304 児童生徒に対するケア
305 職場や大学等でのケア 新規

主な新規・充実事業

301 自死遺族に対する支援体制の拡充 充実

自死遺族に対する日常支援・相談体制を拡充するために以下の取り組みを実施します。

1 こころの健康増進センターにおいて，「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」や，面接相談により遺族相談を行います。

2 保健センターが実施している地域精神保健福祉活動の一環として，自死遺族を対象とした訪問活動を行い，こころのケアを充実します。

3 遺族が抱える問題について支援する仕組みづくりに取り組みます。

302 自死遺族への理解を深める取組 充実

自死遺族のためのパンフレット等の作成，自死遺族支援の理解を深めるためのシンポジウムや研修会を開催し，支援を行います。

303 自死遺族の組織育成支援 充実

自死遺族の自助グループへの組織育成を支援します。

305 職場や大学等でのケア 新規

職場や大学等で自殺が生じたり，職場の同僚や友人が自殺をした場合，精神保健の専門家を派遣し，こころのケアを実施します。

2 自殺未遂者への支援と相談体制の整備

取　組 【保健福祉局・消防局】

306 救急医療機関と関係機関との連携の構築 新規

307 自殺未遂者への支援 新規

308 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょう・こころ・ほっとでんわ）」による相談の実施

主な新規・充実事業

306 救急医療機関と関係機関との連携の構築 新規

自殺未遂者支援についての研修を実施することにより，救急医療機関と精神科医療機関及び相談機関との連携を図ります。

307 自殺未遂者への支援 新規

救急搬送された傷病者の状況を確認するチェックリストを作成し，自殺未遂が疑われると判断したとき，精神科医療機関や相談機関の相談につなぐことができるよう仕組みづくりに取り組みます。

取組方針 4

ライフステージに合わせた支援

1 児童・思春期のこころのケアの推進

取　組　【保健福祉局・教育委員会】

401 学校教育における実践
402 教育相談体制等の充実
403 健康観察による早期対応
404 ＰＴＡや地域との連携による普及啓発
405 思春期健康教育の充実

2 青年期のこころのケアの推進

取　組　【文化市民局・保健福祉局・教育委員会】

406 若者の職業的自立を支援する体制の整備
407 青少年の相談事業等の推進
408 思春期・青年期に対応する地域ネットワークの構築

3 勤労者のこころのケアの推進

取　組　【保健福祉局】

409 勤労者のこころの健康の啓発 新規
410 メンタルヘルスの推進 充実

4 高齢者のこころのケアの推進

取　組　【文化市民局・保健福祉局】

411 地域包括支援センターの活動への支援 新規
412 地域の安心と見守りの推進 充実
413 高齢者の社会参加への促進支援 充実

主な新規・充実事業

409 勤労者のこころの健康の啓発 新規

勤労者のこころの健康の保持・増進を図るためのリーフレット等を作成し，啓発を進めます。

411 地域包括支援センターの活動への支援 新規

地域包括支援センターにおいて，介護疲れ等からくるうつ状態にある高齢者からの相談を受けるとともに，相談内容に応じて，適切なサービスが利用できるよう積極的に支援を行います。

また，自殺の危険性の高い高齢者の早期発見，早期対応を図るため，地域包括支援センターの職員等，介護に携わる職員に対し，自殺予防の研修（ゲートキーパー育成研修）を行い，相談及び支援の資質向上を図ります。

取組方針 5

学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

1 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援

取　組　【総合企画局・保健福祉局】

501 相談体制の整備 新規

502 居場所づくりの支援

主な新規・充実事業

501 相談体制の整備 新規

学生が相談できる機関の情報を提供し，適切な相談，受診ができるようにします。また，各大学の学生部及び相談部門と連携をとり，学内の相談体制の整備を進めていきます。

2 寺社や教会，いのちの大切さに取り組んでいる団体等との活動の連携

取　組　【保健福祉局】

503 活動への連携・協力 新規

504 関係団体等のネットワークの構築 新規

主な新規・充実事業

503 活動への連携・協力 新規

寺社や教会，いのちの大切さに取り組んでいる関係団体が取り組む自殺予防や自死遺族支援のための活動に連携・協力します。

504 関係団体等のネットワークの構築 新規

寺社や教会，いのちの大切さに取り組んでいる関係団体とのネットワークを構築します。

第4章 計画の推進と役割

1 進行管理

計画の着実な展開を図るため，具体的な取組状況について，点検・評価を行っていくとともに，新たな課題等についての対応策などについて意見を聴取し，関係部局，関係機関等と連携しながら計画の推進を図っていきます。

2 評価と見直し

早期に目標を達成した場合には，計画期間にかかわらず，目標値を見直します。

自殺は様々な要因が複雑に関係しており，そのため自殺予防には中長期的な視点に立った継続的な取組が必要です。このため，自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ，まず，この計画の実施期間の前半である平成24年時点の状況を評価し，必要な場合には計画を見直します。

3 役　割

1 市民・地域社会

市民一人ひとりが自殺対策の必要性や，こころの健康問題の重要性を認識し，自らのこころの不調に気づくとともに，身近にいるかもしれない自殺を考えている人の発するサインに気づき，ともに支え合い，温かく見守ることで，いのちの大切さを認識することが重要です。

市民の意識や地域での社会構造が変化していく中，住民自治による地域を支える力を生かし，地域の関係機関が連携して「自殺を防ぐことができる地域づくり」への取組を進めます。

2 関係機関

保健，医療，福祉，労働，教育等の関係機関や民間団体は，相互の連携に向けた取組を進めていくとともに，それぞれの専門的な立場から，市民と家庭・地域・学校・職場における自殺予防のための活動を積極的に推進します。

3 行　政

自殺の実態を適宜把握・分析するとともに，その特性を踏まえた対策に取り組みます。市民に対する普及啓発，早期発見・予防を担う人材育成，地域の関係機関や相談窓口の緊密な連携体制づくりなどを実施していくことが重要です。

また，「京都市自殺総合対策連絡協議会」，「京都市自殺総合対策庁内推進会議」を運営し，市民及び関係機関への情報提供を行い，事前予防，早期発見・対応，事後対応の各段階における総合的な対策を進めるための施策を実施するとともに，庁内，関係機関・団体が行う自殺対策の取組状況を把握し，関係機関との連携・協力体制の構築のための総合的な調整等を行います。

京都府が進める施策と連携・協力を行い，普及啓発や相談支援などの取組を効果的に進めます。

京都市自殺対策シンボルマーク

きょう いのち ほっとプラン

京都市自殺総合対策推進計画

平成22(2010)年3月

京都市こころの健康増進センター

〒604-8845　京都市中京区壬生東高田町1-15
TEL075-314-0355　FAX 075-314-0504
URL: http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/kokenzou/

京都市印刷物　第213214号